

令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等
事業(メタンハイドレートの研究開発)に関する委託業務に係る
「ガス移送配管内での再ハイドレート対策技術の検討業務」

参加意思確認公告

(No. JMH-22-019)

令和4(2022)年 6月 2日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省による「令和4年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として行う「ガス移送配管内での再ハイドレート対策技術の検討業務」について適切に遂行可能な外注先を募集します。

下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認公告を行います。

記

1. 業務名称

ガス移送配管内での再ハイドレート対策技術の検討業務(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和4(2022)年7月)～令和5(2023)年2月28日

3. 業務内容

本業務は、次フェーズ海洋産出試験^{*}での生産水処理の負荷軽減が期待される再ハイドレート対策技術(以下、「対策技術」という)の検討を実施する。対象とする対策技術は、ハイドレートインヒビターなど薬剤の使用を回避または抑制できることにより、薬剤が混入する生産水の量を大きく軽減できることが期待される。本業務では、具体的には下記項目を実施する。

*『海洋エネルギー・鉱物資源開発計画』(経済産業省、2019年2月改定)で示された2023年度以降に実施が予定されている海洋産出試験

(1) 配管内環境の検討

次フェーズ海洋産出試験では、生産井内の圧力を下げて坑底及びその周辺のメタンハイドレート層を減圧することで、ガスを生産する減圧法の適用が見込まれる。本海洋産出試験では、坑底の圧力を徐々に下げて所定の圧力レベルでガス生産を行う操業や減圧のレベルを複数段に分けて種々の圧力条件下で一定期間のガス生産を行う操業などが想定される。このような操業においては、海底に設置した配管内などがハイドレート生成環境(低温、高圧)に陥る可能性がある。

ここでは、想定される海洋産出試験システム、ガスや水の生産レート及び周辺環境条件などをもとに、各操業下での配管の圧力、温度や管内流速等の評価を行う。

(2) 基礎的データの取得方法の検討

配管内がハイドレート生成環境(低温、高圧)に陥る場合、海底にて分離回収されたガスの移送配管に混入する水が再ハイドレート化することにより、閉塞等のガス移送上の障害を起こす懸念がある。本業務では、その対策技術として、配管に混入する前に水をハイドレート化する装置を検討対象として取り上げ、装置内での圧力損失の評価に係る基礎的データの取得方法を検討するとともに

に、試験装置の仕様検討及び一部構成装置の特定のための性能確認(試験データ、仕様データの収集)等を実施する。

尚、上記調査内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

- (1) メタンハイドレート物の物性または気流搬送に関する技術検討(研究含む)、及び海底パイプラインの技術検討に係る実績を有すること。
- (2) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
- (3) 現在、国又は政府機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。

尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

- (1) 提出書類(E-mailでの送付も可)
 - ① 参加意思確認書(書式は問いません。)
 - ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
 - ③ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写
 - ④ 『4. 参加資格 (1)』に記載した検討業務の実績

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和4(2022)年6月16日(木)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和4(2022)年6月9日(木)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問合せ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を外注するものです。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、20,000,000円(税抜)です。

以上